

2022 年 5 月 23 日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2022 年 税理士受験対策シリーズ 法人税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2022 年 税理士受験対策シリーズ

法人税法 理論サブノート（2021 年 8 月 23 日 第 21 版発行）

ISBN 978-4-86486-848-8

訂正内容

訂正頁・行	訂正箇所
P. 92	(4) 取得価額の文章の下に、次の内容を貼り付けてご使用ください。
(5) 先行取得 ★ 法人が収用等の日の属する事業年度開始の日前1年以内に <u>代替資産の取得</u> をしたときは、(1)の適用を受けることができる。	

P. 138	[6] 適用制限の(1)から(3)の内容を、次の内容に差し替えてご使用ください。
(1) <u>当期の所得金額</u> ≤ <u>前期の所得金額</u> (2) 次の区分に応じ、それぞれに定める要件に該当すること。 ① 次のいずれにも <u>該当</u> する場合には、 <u>継続雇用者給与等支給増加割合</u> が 0.5%以上であること。 (イ) <u>当期末の資本金の額が10億円以上</u> であり、かつ、 <u>常時使用する従業員の数が1,000人以上</u> である場合 (ロ) <u>前期の所得金額が零を超える</u> 一定の場合 ② ①以外の場合 <u>継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額</u> (3) <u>国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30%</u>	

資産

問題

5-9

少額の減価償却資産 一括償却資産
中小企業者等の特例

〔1〕少額の減価償却資産の取得価額の損金算入 (令133) ★★

内国法人が事業の用に供した減価償却資産（所有権移転外リース取引に係るリース資産等を除く。）で取得価額が10万円未満のもの（貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）又は使用可能期間が1年未満のものがある場合において、その取得価額相当額をその事業供用日の属する事業年度において損金経理したときは、その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

〔2〕一括償却資産の損金算入 (令133の2①①④②) ★★

(1) 内 容 ★★

内国法人が事業の用に供した減価償却資産で取得価額が20万円未満のもの（所有権移転外リース取引に係るリース資産等及び〔1〕の適用を受けるものを除く。以下「対象資産」という。）がある場合において、その対象資産（貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）の全部又は特定の一部を一括したものの（以下「一括償却資産」という。）の取得価額の合計額（以下「一括償却対象額」という。）をその事業供用日の属する事業年度以後の費用又は損失の額とする方法を選定したときは、その一括償却資産につきその事業年度以後の損金の額に算入する金額は、損金経理した金額のうち、次の金額に達するまでの金額とする。

$$\text{一括償却対象額} \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{36}$$

(2) 手続規定 ★

- ① (1)の規定は、一括償却資産の事業供用日の属する事業年度の確定申告書に、一定の事項の記載があり、かつ、一定の書類を保存している場合に限り適用する。
- ② 一括償却資産につき損金経理した金額がある場合には、一定の明細書を確定申告書に添付しなければならない。

〔3〕中小企業者等の特例 (措法67の5①③、措令39の28①)

(1) 内 容 ★★

中小企業者等（常時使用する従業員の数が500人以下の法人に限る。）が事業の用に供した減価償却資産で取得価額が30万円未満のもの（取得価額が10万円未満のもの、〔1〕、〔2〕の適用を受けるもの及び貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。以下「少額減価償却資産」という。）がある場合において、その少額減価償却資産の取得価額相当額をその事業供用日の属する事業年度において損金経理したときは、その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

ただし、少額減価償却資産の取得価額の合計額が年300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

(2) 手続規定 ★

(1)の規定は、確定申告書に一定の明細書の添付がある場合に限り適用する。

〔4〕適用除外事業者 (措法67の5①) ★

適用除外事業者に該当する場合には、〔3〕は適用しない。

(2) 圧縮限度額 ★

① ②以外の場合

固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金等の額相当額

② 先行取得した減価償却資産である場合

① × $\frac{\text{固定資産の帳簿価額}}{\text{固定資産の取得価額}}$

(3) 経理方法 ★

① 帳簿価額を損金経理により減額する方法

② 確定した決算において積立金として積み立てる方法

③ 決算確定日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法

(4) 備忘価額 ★

圧縮記帳の規定により帳簿価額が 1 円未満となる場合にも、帳簿価額として 1 円以上の金額を付す。

(5) 取得価額 ★

圧縮記帳の規定により損金の額に算入された金額は、取得価額に算入しない。

(3) 圧縮限度額 ★

① ②以外の場合

$\text{保険差益金の額(注)} \times \frac{\text{代替資産の取得等に充てた保険金等の額(分母の額を限度とする。)}}{\text{保険金等の額} - \text{減失経費の額}}$

(注) 保険差益金の額 = (保険金等の額(※) - 減失経費の額) - 被害資産の被害直前帳簿価額のうち被害部分相当額

(※) 保険金等の支払に代えて代替資産の交付を受けた場合には代替資産の取得時の価額とする。

② 先行取得した減価償却資産である場合

① × $\frac{\text{代替資産の帳簿価額}}{\text{代替資産の取得価額}}$

(4) 経理方法 ★

① 帳簿価額を損金経理により減額する方法

② 確定した決算において積立金として積み立てる方法

③ 決算確定日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法

(5) 備忘価額 ★

圧縮記帳の規定により帳簿価額が 1 円未満となる場合にも、帳簿価額として 1 円以上の金額を付す。

(6) 取得価額 ★

圧縮記帳の規定により損金の額に算入された金額は、取得価額に算入しない。

問題

13-8

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

〔1〕 大企業向け賃上げ促進税制 (措法42の12の5①) ★★

(1) 内 容

青色申告法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、その事業年度の法人税額から②の金額を控除する。

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$$

(2) 控 除 額

次のいずれか小さい金額とする。

① 控除対象雇用者給与等支給増加額^(注)×15%

(注) (イ)を満たす場合には10%、(ロ)を満たす場合には5%を加算する。

(イ) ①の要件 $\geq 4\%$

$$(ロ) \frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 20\%$$

② 法人税額×20%

〔2〕 中小企業向け賃上げ促進税制 (措法42の12の5②) ★★

(1) 内 容

中小企業者等が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、その事業年度の法人税額から②の金額を控除する。

$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

(2) 控 除 額

次のいずれか小さい金額とする。

① 控除対象雇用者給与等支給増加額^(注)×15%

(注) (イ)を満たす場合には15%、(ロ)を満たす場合には10%を加算する。

(イ) ①の要件 $\geq 2.5\%$

$$(ロ) \frac{\text{教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}} \geq 10\%$$

② 法人税額×20%

〔3〕 手続規定 (措法42の12の5⑤) ★★

〔1〕及び〔2〕の規定は、確定申告書等（控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に控除対象雇用者給与等支給増加額（〔1〕の場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を含む。）、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

この場合において、控除される金額の計算の基礎となる控除対象雇用者給与等支給増加額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象雇用者給与等支給増加額を限度とする。

〔4〕 適用除外事業者 (措法42の12の5②) ★

適用除外事業者に該当する場合には、〔2〕は適用しない。

問題

15-9

株式交付制度

$$\left(\frac{\text{交付を受けた株式交付親会社株式の価額}}{\text{交付を受けた対価の額の合計額}} \geq 80\% \text{の場合} \right)$$

〔1〕株式交付親会社 (措令39の10の3④) ★★

(1) 資本金等の額の加算項目

次の①と②の合計額

- ① 株式交付により増加した資本金の額
- ② 株式交付子会社株式の取得価額から増加資本金額等を減算した金額

(2) 株式交付子会社株式の取得価額

- ① 株式交付親会社株式のみを交付した場合

(イ) 株式交付子会社の株主が50人未満

株式交付子会社株式の取得直前の帳簿価額

(ロ) 株式交付子会社の株主が50人以上

$$\left(\frac{\text{株式交付子会社の前期末の資産の帳簿価額}}{\text{株式交付子会社の発行済株式総数}} \right) \times \frac{\text{株式交付子会社株式の取得株式数}}{\text{株式交付子会社の発行済株式総数}}$$

- ② 株式交付親会社株式以外の資産を交付した場合

①の金額に株式交付割合を乗じて計算した金額と交付した金銭等の額の合計額

〔2〕株式交付子会社の株主 (法61の2①、措法66の2①、措令39の10の3③) ★★

(1) 株式交付子会社株式の譲渡損益

内国法人が、株式交付子会社株式を譲渡し、株式交付親会社株式の交付を受けた場合には、その譲渡利益額 (①－②) 又は譲渡損失額 (②－①) は、その株式交付の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

- ① 譲渡により通常得べき対価の額 (株式交付子会社株式の株式交付直前の帳簿価額に株式交付割合を乗じて計算した金額と交付を受けた金銭等の額の合計額)
- ② 譲渡原価の額 (一単位当たりの帳簿価額×譲渡した有価証券の数)

(2) 株式交付親会社株式の取得価額

株式交付子会社株式の株式交付直前の帳簿価額×株式交付割合

問題 16-1 通算承認

〔1〕通算承認 (法64の9)

(1) 内 容 ★★

通算制度の適用を受けようとする場合には、内国法人である親法人及びその親法人との間にその親法人による完全支配関係（通算子法人になれない法人及び外国法人が介在しない関係に限る。以下同じ。）がある他の内国法人（通算子法人になれない法人を除く。以下同じ。）のすべてが、国税庁長官の承認を受けなければならない。

なお、親法人とは、普通法人又は協同組合等のうち、①から③に該当しない法人等をいい、通算子法人になれない法人とは、③から⑤に該当する法人等をいう。

- ① 清算中の法人
- ② 普通法人（外国法人を除く。）又は協同組合等との間にその普通法人又は協同組合等による完全支配関係がある法人
- ③ 通算制度の取りやめ等の承認を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間を経過していないもの
- ④ 普通法人以外の法人
- ⑤ 破産手続開始の決定を受けた法人

(2) 申 請 ★★

内国法人である親法人及びその親法人との間にその親法人による完全支配関係がある他の内国法人は、通算承認を受けようとする場合には、その親法人の通算制度の適用を受けようとする最初事業年度開始の日の3月前の日までに、その親法人及び他の内国法人のすべての連名で、一定の事項を記載した申請書をその親法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

(3) 承認又は却下 ★

① 承認又は却下

国税庁長官は、(2)の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その親法人に対し、書面によりその旨を通知する。

なお、次の事実があるときは、その申請を却下することができる。

- (イ) 通算予定法人のいずれかがその申請を行っていないこと
- (ロ) 通算予定法人以外の法人が含まれていること等

② 自動承認 ★

(イ) 開 始

(2)の申請書の提出があった場合において、通算制度の適用を受けようとする最初事業年度開始の日の前日までにその申請につき通算承認又は却下の処分がなかったときは、親法人及び他の内国法人のすべてにつき、その開始の日においてその通算承認があったものとみなし、同日からその効力を生ずる。

(ロ) 加 入

他の内国法人が、通算親法人との間にその通算親法人による完全支配関係を有することとなった場合には、その有することとなった日において通算承認があったものとみなし、同日からその効力を生ずる。

〔2〕通算制度の取りやめ等 (法64の10) ★

(1) 内 容

通算法人は、やむを得ない事情があるときは、国税庁長官の承認を受けて通算制度の適用をやめることができる。この場合において、その承認を受けた日の属する事業年度終了の日の翌日から、その効力を失うものとする。

(2) 申 請

通算法人は、(1)の承認を受けようとするときは、通算法人のすべての連名で、一定の事項を記載した申請書を通算親法人の納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

(3) 却 下

国税庁長官は、(2)の申請書の提出があった場合において、通算制度の適用をやめることにつきやむを得ない事情がないと認めるときは、その申請を却下する。

(4) 通算親法人の解散その他一定の事実が生じた場合には、通算法人についての通算承認は、その解散の日の翌日その他一定の日から、その効力を失うものとする。

〔3〕用語の意義 (法2十二の六の七、法2十二の七、法2十二の七の二) ★

(1) 通算親法人

〔1〕に規定する親法人であって、通算承認を受けたものをいう。

(2) 通算子法人

〔1〕に規定する他の内国法人であって、通算承認を受けたものをいう。

(3) 通算法人

通算親法人及び通算子法人をいう。

【3】 取りやめ等の場合

(法14) ★

通算親法人について通算制度の取りやめ等の規定により通算承認が効力を失った場合には、その通算親法人であった内国法人の事業年度は、〔1〕(1)にかかわらず、その効力を失った日の前日に終了し、これに続く事業年度は、その効力を失った日から開始するものとする。

【4】 用語の意義 (通算完全支配関係)

(法2十二の七の七) ★

通算親法人と通算子法人との間の完全支配関係又は通算親法人との間に完全支配関係がある通算子法人相互の関係をいう。

【3】 損益通算の対象となる欠損金額の特例

(法64の6) ★
(1) 内 容

通算法人（時価評価除外法人に限る。）が、次のいずれにも該当しない場合には、その通算法人の通算前欠損金額のうち適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額に達するまでの金額又は適用期間内に多額の償却費の額が生ずる事業年度において生ずる通算前欠損金額は、ないものとする。

- ① 通算承認の効力が生じた後にその通算法人と他の通算法人がみなし共同事業要件に該当する場合
- ② 通算承認の効力が生じた日の5年前の日又はその通算法人の設立の日のうちいずれか遅い日から通算承認の効力が生じた日まで継続して通算親法人との間に支配関係がある場合

(2) 適用期間

通算承認の効力が生じた日から次のいずれか早い日までの期間とする。

- ① その効力が生じた日以後3年を経過する日
- ② その通算法人がその通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなった日以後5年を経過する日

※ 参考 多額の償却費の額が生ずる事業年度（令131の8⑥）

通算法人がその事業年度において償却費として損金経理した金額の合計額
通算法人のその事業年度の原価、販売費および一般管理費その他の費用の合計額 > 30%

問題

16-6

通算子法人株式等及び通算制度の離脱等の取扱い

〔1〕 通算子法人株式等の時価評価不適用 (法25④、法33⑤) ★

(1) 評 価 益

通算法人が有する通算子法人株式等については、資産の評価益の規定（更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合の評価益をいう。）は、適用しない。

(2) 評 価 損

通算法人が有する通算子法人株式等については、資産の評価損の規定（物損等の事実が生じた場合、更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合の評価損をいう。）は、適用しない。

〔2〕 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価 (法64の13) ★★

(1) 内 容

通算法人（通算承認の効力を失うものに限る。）が、②のいずれかに該当する場合には、通算終了直前事業年度終了時に有する一定の時価評価資産の評価益（①－②）又は評価損（②－①）は、その通算終了直前事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

① 通算終了直前事業年度終了時の価額② 通算終了直前事業年度終了時の帳簿価額

(2) 要 件

① 通算終了直前事業年度終了時前に行う主要な事業が引き続き行われることが見込まれていないこと

② その通算法人の株式等を有する他の通算法人において、通算終了直前事業年度終了時後にその株式等の譲渡等による損失の額が生ずることが見込まれていること

※ 参考 時価評価資産 (法64の13)

(1) 〔2〕①の場合

固定資産、棚卸資産である土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産で一定のもの

(2) 〔2〕②の場合

①の資産（通算終了直前事業年度終了時における帳簿価額が10億円を超えるものに限る。）のうち、その時後に譲渡等の事由が生ずることが見込まれているもの

問題

16-7

その他の規定

〔1〕 税率 (法66、措法42の3の2) ★★

(1) 大通算法人

23.2%

(2) 中小通算法人

① 所得のうち軽減対象所得金額超…23.2%

② 所得のうち軽減対象所得金額以下…15%

(3) 用語の意義

① 大通算法人

通算法人である普通法人又はその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人が次に掲げる法人に該当する場合におけるその普通法人をいう。

(イ) 期末において資本金の額が1億円を超える法人(ロ) 期末において大法人による完全支配関係がある中小法人等

(ハ) その他一定の法人

② 中小通算法人

大通算法人以外の普通法人である通算法人をいう。

③ 軽減対象所得金額

$$\text{年800万円} \times \frac{\text{その中小通算法人の所得金額}}{\text{各中小通算法人の所得金額の合計額}}$$

〔2〕 通算税効果額 (法26④、法38③)

(1) 益金不算入

内国法人が他の内国法人から通算税効果額を受け取る場合には、その受け取る金額は、各事業年度の益金の額に算入しない。

(2) 損金不算入

内国法人が他の内国法人に通算税効果額を支払う場合には、その支払う金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

〔3〕 連帯納付責任 (法152) ★★

通算法人は、他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税について、連帯納付の責めに任ずる。